

平成28年11月20日

「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票実施に関する主な経過

★市では、平成24年度に有識者を交えた「公共施設あり方検討委員会」を設置するなど、公民館をはじめとした公共施設全体の老朽化などの課題に取り組んできました。内容については『別冊広報たかはま / たかはま公共施設を考えてみよう物語』（H29.3発行）をご覧ください。



▲不成立が決定し、投票用紙は箱に入れられ封印されました。(H28.11.20)



▲マスコミからの関心も高く、投票日当日は開票所の外で報道陣が待機していました。(H28.11.20)

平成28年 3月24日	高浜市議会3月定例会にて 中央公民館の廃止について、および、中央公民館解体工事費を含む平成28年度当初予算等が賛成多数により可決
7月11日	住民投票の請求代表者は、投票資格者名簿に登録された者の3分の1以上の署名を集めるため署名収集を開始 [署名期間1か月(7/11～8/10)]
9月4日	8/15に提出を受けた署名簿の審査結果、有効署名の総数を告示 署名簿に署名し印を押した者の総数 14,996人 有効署名の総数 13,313人
9月12日	縦覧を経て署名の効力が確定し有効署名の総数を告示 有効署名の総数 13,316人
9月16日	請求代表者から「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票の本請求を受理
9月20日	住民投票の期日など決定
11月10～19日	討論会のネット配信
11月13日	住民投票実施の告示
11月13～16日	投票公報配布
11月14～19日	期日前投票
11月20日	投票 投票率36.66%により不成立 開票せず
平成29年 1月20日	高浜市議会1月臨時会にて 中央公民館解体工事にかかる請負契約の締結について賛成多数により可決

「高浜市住民投票条例」

全国初の「常設型住民投票条例」として 平成12年12月誕生

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国の基準や権限に縛られず、地域の実情やニーズにあった行政を市町村ごとに行うことができるようになりました。高浜市では、その流れのなかでこの条例を制定し、平成14年には、投票参加資格を18歳以上としたり永住外国人にも門戸を広げるなど先進的な事例として高い注目をあびました。



▲この条例は平成12年の12月議会の本会議で全会一致で可決。議場で写真を撮る報道陣の姿が写っています。

記者会見のようす
平成12年12月▶

